

特定医療法人 録三会
指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援サービス契約書

重 要

太田病院 居宅介護支援事業所

居宅介護サービス契約書

様（以下、「利用者」といいます。）
太田病院居宅介護支援事業所（以下、「事業所」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第一条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、各種指定居宅介護サービス等の提供が、適正に確保されるようにサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第二条（契約期間）

- 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合契約は自動更新されるものとします。

第三条（介護支援専門員）

事業者は介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命します。また介護支援専門員の交代を行った場合は、利用者とその氏名を通知し、同意を得ます。

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、速やかに身分証を提示します。

第四条（居宅介護サービス計画作成の支援）

事業者は次の号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- 4 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- 6 利用者に提供される居宅サービスが特定の種類に偏ることのないよう、公平中立に行います。
- 7 提供するサービスにおいては、複数の事業所を紹介し利用者やご家族の選択されたサービスをケアプランに位置づけ同意を得ます。
- 8 医療系のサービス導入にあたり、主治医に確認、サービス開始にあたりケアプランを提出し、医療、介護の連携を図ります。
- 9 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合は、障害福祉制度の特定相談支援事業者との連携に努めます。

第五条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス作成後、次の号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画に目標に沿って、サービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状況についての定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第六条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅介護サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第七条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入所または入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他支援をします。

第八条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、岐阜県国民健康保険団体連合会に提出します。

第九条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は利用者が要介護認定等の更新及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に実施できるように利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代行します。

第十条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 第十二条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書通知しかつ、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第十一条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金は、別紙 重要事項説明書のとおりです。

第十二条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合事業者は当該地域の他の指定居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が、事業者や介護支援専門員に対して、この契約を維持しがたいほどの背信行為を行った場合、直ちにこの契約を解約する事ができます。
- 4 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第十三条（個人情報取扱）

- 1 事業者は利用者に対し、個人情報管理規定に基づき、利用者の個人情報を厳正に取り扱いたします。
- 2 事業所は、ケアプランを通じて収集した個人情報を、利用者及びその家族の方への心身の状況説明、居宅介護支援経過記録、台帳の作成といった介護サービスの提供のために必要に応じて利用します。ただし、利用者の個人情報は、ケアプランの提供以外、以下のような場合に必要に応じて、第三者に提供される場合があります。
 - ① 病院、診療所、薬局及びその他の介護サービス事業所や他の居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
 - ② 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
 - ③ 審査、支払い機関への保険請求の提出時
 - ④ 保険者への相談、届出、及び照会への回答

- ⑤ 学会、研究会等での事例研究発表時
- ⑥ 学生等の実習、研修への協力時
- ⑦ 包括支援センター、他法人との定期的な事例検討会開催の時

第十四条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者を使用する者は、サービス提供をす
る上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に
漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 収集した個人情報、法律に定められた期間、保存することが義務付け
られており、それに基づいて保存しております。

第十五条（事故発生時の対応及び賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由に
より利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、県、保険者及び
当該利用者の家族等に連絡し速やかにその損害を賠償します。

第十六条（苦情・相談への対応）

事業者は、提供した居宅介護支援、または居宅介護支援計画に位置づけた
指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に迅速に対応します。苦情
の申し立ての制度については、別紙重要事項説明書に記載してあるとおりで
す。

第十七条（善管注意義務）

事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたり、法令を遵守し、
善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第十八条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重
し、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

本契約の成立 及び個人情報取り扱いに同意を証するため、本書二通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各自その一通を保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

指定居宅介護支援事業所

住所 〒505-0038

岐阜県美濃加茂市中部台6丁目13番地5

名称 太田病院居宅介護支援事業所 ㊞

説明者氏名 _____ ㊞

利用者

住所 _____

氏名 _____ ㊞

電話番号 () -

(代理人) 《署名代行理由： _____ 》

住所 _____

氏名 _____ ㊞

電話番号 () -

重要事項説明書

1 事業所概要

事業所名称 録三会
事業所の所在地 美濃加茂市中部台6丁目13番地5
法人種別 特定医療法人
代表者名 理事長 佐々木 裕茂
電話番号 (0574) 26-2220

2 利用事業所

利用事業所の名称 太田病院居宅介護支援事業所
指定事業所番号 岐阜県 2171200195号
電話番号 (0574) 23-0600
FAX番号 (0574) 23-0601
サービス提供地域 美濃加茂市 坂祝町 富加町 川辺町
八百津町 可児市（一部地域）

3 同事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員 4名 管理者と兼務1名 常勤2名 非常勤1名

4 営業日・営業時間

平日 月曜日から金曜日まで
営業時間 午前8時30分から午後5時まで
休日 土・日 祝日
年末年始（12月29日～1月3日）

5 サービス利用料について

居宅介護支援については、利用者の自己負担はありません。

6 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収いたします。（片道1キロメートルにつき20円）

7 秘密保持義務

利用者の個人情報につきまして、個人情報保護法に基づき情報の適切な管理措置を講じております。個人情報に関する当法人の基本方針、規則、利用目的等に関しましては、施設内にて表示しております。なお、利用目的について特段の申し出や意思表示が無き場合は、同意を得たものとして取り扱いさせていただきます。

8 サービスの利用および終了について

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いします。
契約を締結した後、サービスを開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

- * 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを中止させていただく場合がございます。

9 当事業所の運営の方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や其の環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公平中立に行います。

- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 地域包括支援センターからの依頼（支援困難事例含む）においても、積極的に受け入れていきます。
- ⑥ 法定研修等における実習受入と人材育成への協力を行います。

10 サービス内容に関する相談、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当 事 業 所 相 談 窓 口	電話番号	(0574) 23-0600
	FAX番号	(0574) 23-0601
	管理者	丹羽 葉子
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

美濃加茂市介護保険 相談窓口	所在地	〒505-0041 美濃加茂市太田町3431-1
	電話番号	(0574) 25-2111 (内線) 508
	FAX番号	(0574) 24-7447
	受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時
岐阜県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内
	電話番号	(058) 275-9826
	電話番号	(058) 278-5136
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正委員会)	所在地	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内
	FAX番号	(058) 278-5137
	電話番号	(058) 278-5136

令和 年 月 日

当居宅介護支援事業所は、利用者に対する居宅サービス計画作成に当たり重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県美濃加茂市中部台6丁目13番地5
事業者名 太田病院 居宅介護支援事業所 ⑩
説明者 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者より、重要事項の説明を受けたことを確認します。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

(代理人) <署名代行理由: _____ >
住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

重 要 事 項 説 明 書

当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりである。

- ① 前6ヶ月間R6年3月～R6年8月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は以下の通りとなっています。

訪問介護	16.9%
通所介護	44.0%
地域密着型通所介護	6.1%
福祉用具貸与	70.3%

- ② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	JAめぐみの介護サービス中濃営業所 47.8%	美濃加茂市社協 9.7%	さわやかナーシング ビラ 7.1%
通所介護	さくらの郷デイサービス 26.4%	小山デイサービス和 23.4%	JA あんしんデイサービス 13.2%
地域密着型通所介護	ありがとサン美濃加茂 100%		
福祉用具貸与	エムエスサービス 19.5%	JAめぐみの介護サービス 17.6%	ナイスワーク 15.3%

利用者 氏名 _____

令和 年 月 日

事業所 住所 美濃加茂市中部台6丁目13番地5
 電話 0574-23-0600
 名称 医療法人 太田病院居宅介護支援事業所